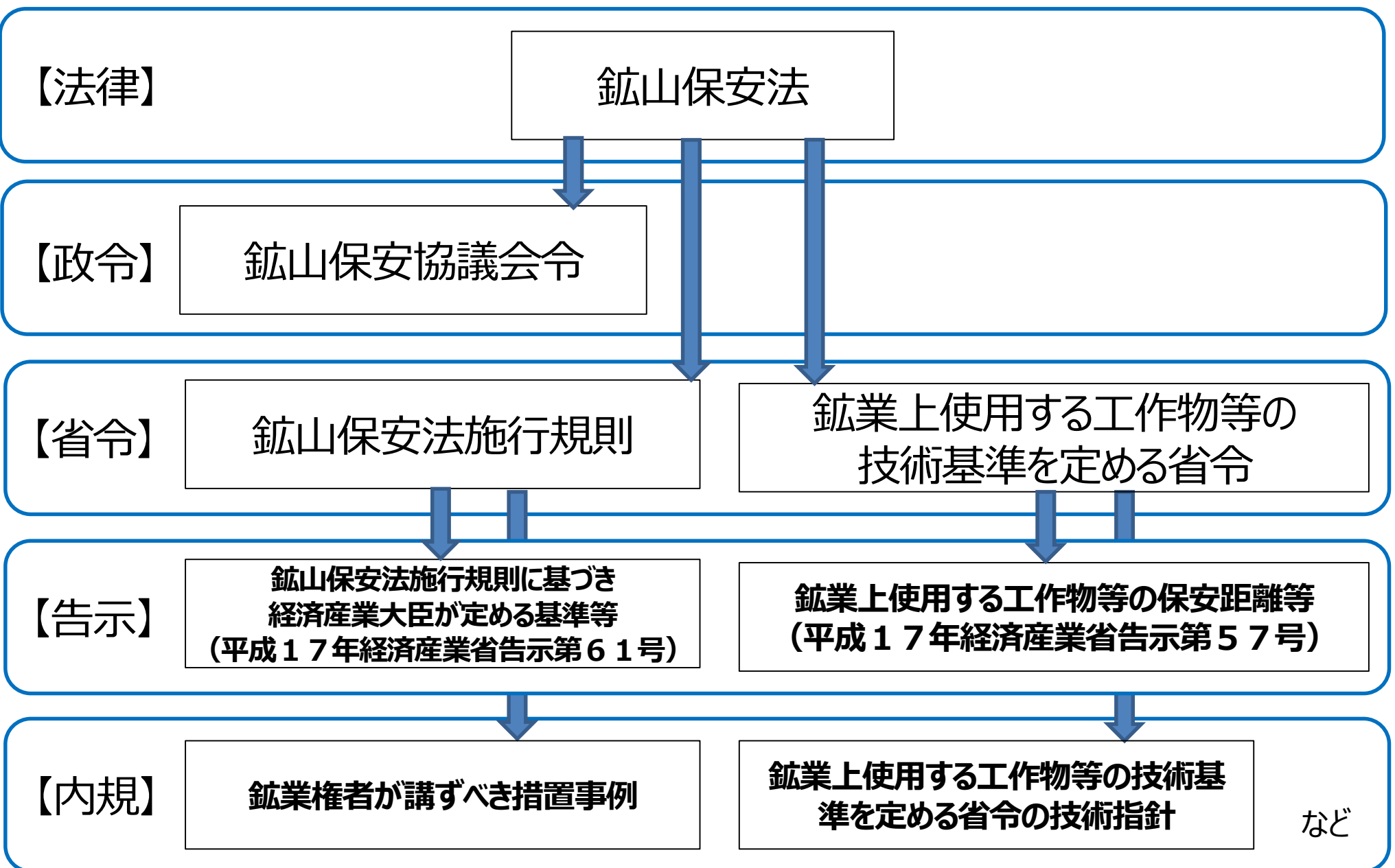


鉱山保安法令の概要

令和2年11月

鉱山・火薬類監理官付

1 鉱山保安法令の階層構造



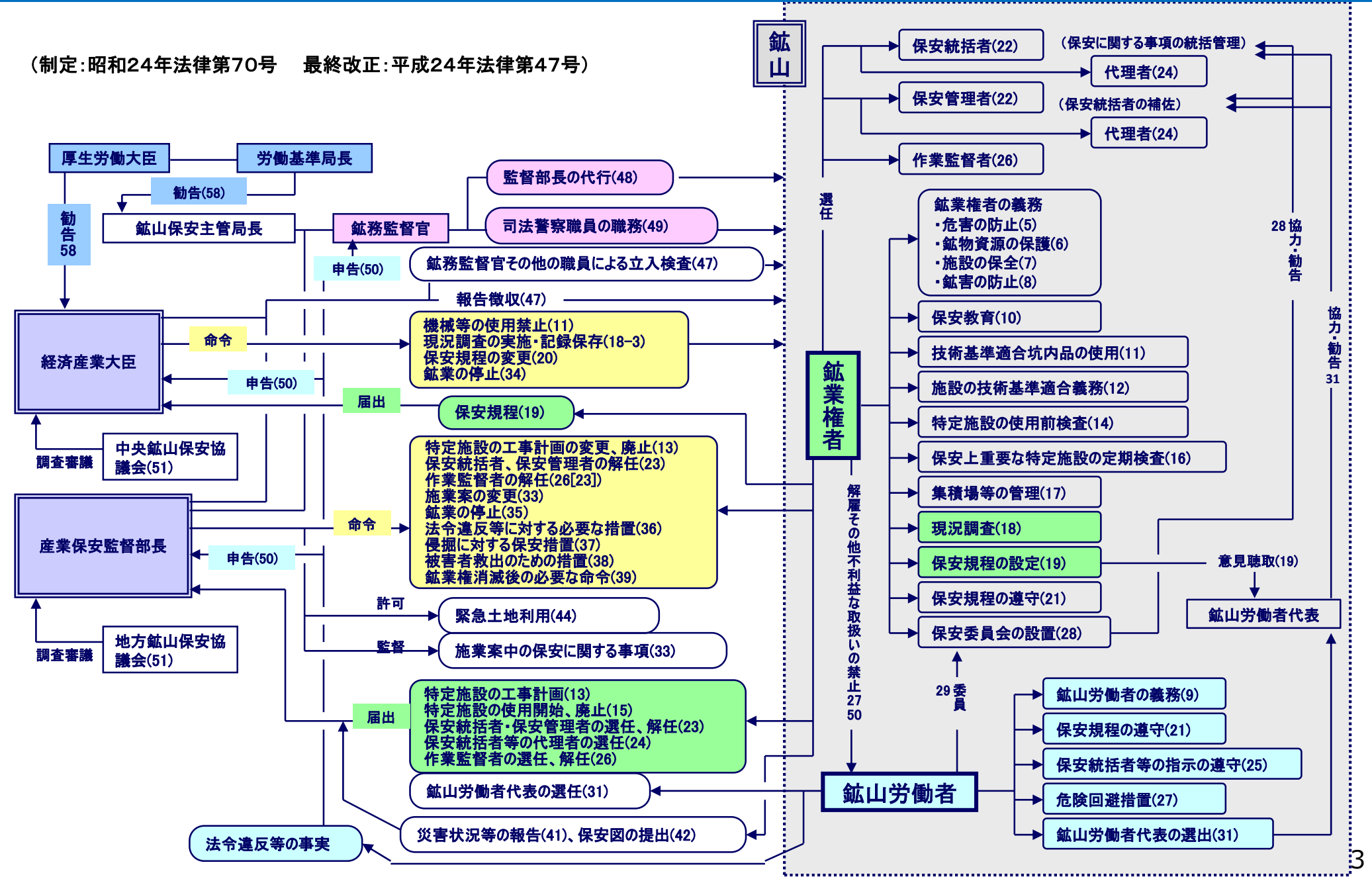
2 鉱山保安法の目次及び見出し

第1章 総則		
	第1条	法律の目的
	第2～3条	用語の意義
	第4条	処分等の効力
第2章 保安		
	第5～8条	鉱業権者の義務
	第9条	鉱山労働者の義務
	第10条	保安教育
	第11条	機械、器具等に関する制限等
	第12条	施設の維持
	第13条	工事計画
	第14条	鉱業権者による使用前検査
	第15条	特定施設の使用の開始等
	第16条	鉱業権者による定期検査
	第17条	集積場等
	第18条	鉱業権者による鉱山の現況調査等
	第19～21条	保安規程
	第22～25条	保安統括者等
	第26条	作業監督者
	第27条	危険回避措置等
	第28～30条	保安委員会
	第31～32条	鉱山労働者代表

第3章 監督等		
	第33～39条	監督上の行政措置
	第40条	聴聞の特例
	第41条	報告
	第42条	保安図
	第43条	適用除外
	第44条	緊急土地使用
	第45条	不服申立ての制限
	第46条	鉱務監督官
	第47条	報告徴収等
	第48～49条	鉱務監督官の権限
	第50条	経済産業大臣等に対する申告
	第51～56条	鉱山保安協議会
	第57条	政令への委任
	第58条	厚生労働大臣の勧告等
	第59条	経過措置
第4章 罰則(第60～63条)		
附則		

3 鉱山保安法の概要

(制定:昭和24年法律第70号 最終改正:平成24年法律第47号)



4 鉱山保安法の規制体系

